

## 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が運営する県社協ホームページに掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

### (広告掲載基準)

第2条 県社協は、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー権等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、広告として適当でないと県社協会長が認めるもの

### (広告掲載の順序)

第3条 掲載する広告の種類及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 県社協の一般会員又は賛助会員
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれらに準ずるもの
- (3) 公益的性格のある企業で、県内に事務所を有するもの
- (4) 第2条に掲げる以外の企業及び事業所
- (5) その他、県社協会長が適当と認めるもの

### (広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載する位置及び枠数は、県社協会長が指定する。

### (広告掲載の募集)

第5条 広告の募集は、県社協が発行する広報誌及びホームページのほか、各種機会を通して広告掲載への募集を行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第1号）に会社等の概要が分かる資料を添えて、県社協会長に申し込むものとする。

### (広告の選定)

第7条 県社協会長は、第6条に基づき広告掲載の申込があった場合は、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

### (広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、作成した広告原稿を、原則掲載開始日から1か月前までに、県社協会長へ提出するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、県社協会長が別に定める。

2 広告掲載料は、広告掲載後、県社協会長が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、県社協会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページ内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告の版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告内容の修正)

第11条 県社協会長は、広告の内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、もしくはおそれがある、もしくは誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 県社協会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第11条の規定による広告内容の修正が行われなかったとき
- (3) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき
- (4) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (5) その他、県社協会長が必要と認めるとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、県社協会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第14条 県社協は、第12条により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2 県社協が広告作成発注後、広告主が第13条により掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を県社協に納入しなくてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙)

広告掲載料等

| 広告掲載月数 | 広告掲載料 (税込)<br>1 枠あたり |                 |                 |
|--------|----------------------|-----------------|-----------------|
|        | 一般                   | 県社協会員・賛助会員      | 県社協特別賛助会員       |
| 12 ヶ月  | 30,000 円             | 27,000 円 (1 割引) | 21,000 円 (3 割引) |
| 6 ヶ月   | 15,000 円             | 13,500 円 (1 割引) | 10,500 円 (3 割引) |

バナーのサイズ及び画像

- ①大きさ 縦 61 ピクセル×横 121 ピクセル
- ②形式 GIF または JPEG 形式

(様式第1号)

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会ホームページ広告掲載申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 会長 様

岐阜県社会福祉協議会のホームページに広告を掲載したく、以下のとおり申し込みます。

|         |  |        |  |
|---------|--|--------|--|
| 広告掲載希望者 | ふりがな<br>名 称  |        |  |
|         | ふりがな<br>代表者職・氏名  |        |  |
|         | ふりがな<br>担当者氏名  |        |  |
|         | 所在地  | 〒      |  |
|         | 連絡先  | TEL    |  |
|         |  | FAX    |  |
|         |  | e-mail |  |
| 業 種     |  |        |  |
| 掲載希望期間  | 令和 年 月 ~ <input type="checkbox"/> 6か月<br><input type="checkbox"/> 12か月<br>※希望期間にチェック |        |  |
| 掲載予定原稿  | 広告内容（バナーのフレーズ、写真等）*別添可   |        |  |
| リンク先    | http://  |        |  |
| 遵守事項    | 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会広告掲載要綱を遵守します。  |        |  |

<お願い>

- ・ 広告内容の審査の結果、掲載できない場合があります
- ・ 既に予約が入っている場合は、掲載期間を変更していただく場合があります

【お問い合わせ先】

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 総務企画部総務企画担当

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内

TEL : 058-273-1111 (内線 2512) / FAX : 058-275-4858